

2.個別加算項目 *状況により次の加算が追加される場合があります。

(円)

加算項目	基本単位	概要	1割	2割	3割	備考
若年性認知症入所者受入加算	120	・受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じた提供を行った場合。	139	278	416	/日
緊急短期入所受入加算	90	・居宅サービス計画で計画的に行うこととなっていない短期入所生活を緊急に行った場合は、利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算	103	206	309	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	外部のリハビリ専門職等からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成。その計画に基づき機能訓練を行うこと。	115	230	345	/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	外部のリハビリ専門職が施設を訪問して入所者の状態把握をした上で、施設の職員と 共同で個別機能訓練計画を作成。その計画に基づき機能訓練を行うこと。	231	462	693	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。	12	23	34	
送迎(片道につき)	184	・利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合	212	423	635	/回

* ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。

* 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。

償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

[R6.4改訂版]